

リーガルテック*と非弁行為、 グレーゾーン解消制度の利用



会員 五味 和泰

要 約

リーガルテックと呼ばれるサービス提供者が増え、新しい顧客ニーズに応える革新的サービスが多く提供されている。一方、リーガルテックを規制する法令が存在しており、事業者はビジネスモデルの構築、事業の実施に頭を悩ませている。

本稿では、リーガルテックと非弁行為の問題について、商標サービスを事例として取り上げる。そして、革新的サービスの適法性について、規制法令を所管する官公庁から回答を得られるグレーゾーン解消制度（産業競争力強化法7条）について紹介する。

目次

1. リーガルテック概説
2. リーガルテックと非弁行為（弁理士法75条）の問題
3. グレーゾーン解消制度（産業競争力強化法7条）の利用
 - (1) グレーゾーン解消制度とは
 - (2) グレーゾーン解消制度の特徴・有用性
 - (3) グレーゾーン解消制度利用の流れ（当社の経験を踏まえて）
 - (4) グレーゾーン解消制度利用時の注意点

4. アフターコロナとリーガルテック

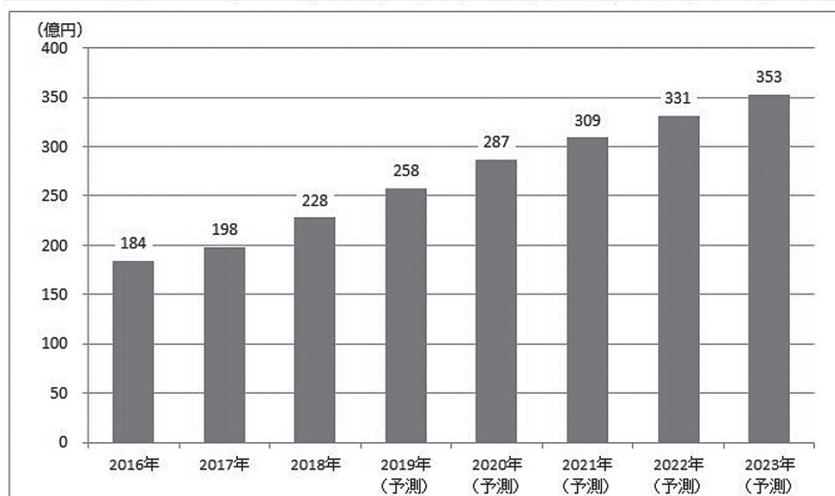
5. おわりに

1. リーガルテック概説

リーガルテックとは、リーガル（法律）×テクノロジーの造語である。リーガルテックは、まずアメリカ

リーガルテック国内市場規模推移と予測

	2016年	2017年	2018年	2019年 (予測)	2020年 (予測)	2021年 (予測)	2022年 (予測)	2023年 (予測)
リーガルテック国内市場規模	184	198	228	258	287	309	331	353
対前年比	-	107.6%	115.2%	113.2%	111.2%	107.7%	107.1%	106.6%
CAGR	-	7.6%	11.3%	11.9%	11.8%	10.9%	10.3%	9.8%



注1. 事業者売上高ベース

注2. 2019年以降予測値

注3. 表中CAGRは2016年からの年平均成長率

矢野経済研究所調べ

(出典) 矢野経済研究所「リーガルテックに関する調査」

* 登録商標

で広まり、日本でも数年前より市場規模が徐々に拡大している。矢野経済研究所の調査によれば、リーガルテック国内市場規模（事業者売上高ベース）は、2016年から2023年までのCAGR（年平均成長率）が9.8%で成長し、2023年には353億円に達すると予測されている。

リーガルテックの内容は多岐にわたる。代表的なものとして、電子契約、契約業務のマネジメント、契約書作成・管理などの契約に関するサービスがあるが、それ以外にも、法律書籍検索サービス、紛争支援に関するサービスなどもある。また、知的財産に関するサービスとしては、AIが自動で特許調査を行うことで特許性を評価するサービス、オンライン商標検索及び登録サービスなどがある。昨今、バックオフィスにおけるDX（デジタルトランスフォーメーション）という文脈で法務・知財に関する展示会が開催されており、多くのリーガルテック企業が出展し、自社サービスの紹介を行っている。リーガルテックの最新情報を得るためには、このような展示会に参加することが有用である。

2. リーガルテックと非弁行為（弁理士法75条）の問題

一口にリーガルテックといっても個々の業態で見えていくとだいぶ幅がある。その中で、筆者が経営する会社（以下、「当社」と記載）のような商標登録出願書類の作成サポートを含む官公庁へ提出する書類の作成サポートや、紛争当事者間における紛争処理のITシステムを用いてサポートするサービスについては、従来、弁理士や弁護士といった資格者が行ってきた業務の一部にITシステムを活用することになることとの兼ね合いで、非資格者によるサービス提供に該当しないよう、つまり非弁行為に該当しないよう留意し、サービス内容を設計する必要がある。

弁理士法75条は、「弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その

他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。」として、弁理士又は特許業務法人でない者が、他人の求めに応じ報酬を得て、特許庁における手続の代理行為等を業とすること（いわゆる「非弁行為」）を禁止している。

また、この規定を受けた弁理士法施行令8条は、「第八条 法第七十五条の政令で定める書類は、次に掲げるものとする。一 特許出願又は特許権の存続期間の延長登録、実用新案登録、意匠登録、商標登録、防護標章登録若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願に係る願書、明細書、特許請求の範囲及び実用新案登録請求の範囲、要約書、手続補完書、明細書等補完書（明細書について補完をするものに限る。）、出願審査の請求書、意見書並びに出願公開の請求書 二 特許異議の申立て又は登録異議の申立てに係る申立書、意見書及び訂正の請求書 三 実用新案技術評価の請求書及び実用新案登録の訂正書 四 審判、再審又は判定に係る請求書、答弁書、訂正の請求書及び意見書 五 裁定に係る請求書、答弁書及び取消請求書 六 商標権の存続期間の更新登録及び指定商品の書換えの登録の申請書 七 国際出願に係る願書、明細書、請求の範囲、要約書及び手続補完書並びに国際予備審査に係る請求書、答弁書及び手続補完書 八 意匠に係る国際登録出願又は商標に係る国際登録出願の願書 九 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定による審査請求に係る審査請求書 十 弁明書（前条第一号から第六号まで及び第八号から第十三号までに掲げる手続に係るものを除く。） 十一 前各号に掲げる書類についての手続補正書」と定めている。

当社を含むリーガルテックと呼ばれている企業が、出願手続の代理人となって手続をすることは現実問題として考えられない。当社のサービスにおいては、出願代理は、提携弁理士が行っている。もっとも、利用者、特にインターネット上で種々の役務を利用することを日常的に行っている利用者は、権利化だけではなく商標モニタリングを含む権利活用までを一つの流れの中でシームレスに実現できるサービスを求める傾向

が強い。利用者にとっての分かりやすさや利便性を確保したサービスであることと、出願代理部分については委任された弁理士が行うことを確実に理解してもらうという弁理士法上の対応とを両立するユーザーインターフェースの構築が、リーガルテック企業には求められていると言える。

書類作成のサポートについて、非弁行為との関係でより具体的に検討すべきは、弁理士法 75 条の「特許庁における手続…に係る事項に関する…政令で定める書類…の作成を業とすること」に該当するか否かである。当社も、2017 年 11 月にベータ版の提供を開始した当時から、AI 技術を活用して書類作成をサポートするという説明をしていたため、株式会社が書類を作成しているのではないかというご指摘を頂くことがあった。

弁理士法 75 条が弁理士又は特許業務法人による業務独占規定を設けた趣旨について、特許庁の担当部署が著した同法の解説書は、高度の専門性が必要とされる業務に関しては、ユーザー保護及び工業所有権行政の円滑な運用の観点から弁理士の業務独占を維持するべきと考えられているからであると説明している（特許庁総務部総務課 工業所有権制度改正審議室編著、特許庁総務部秘書課補訂『改訂 4 版 条解弁理士法』（経済産業調査会、平成 31 年）296 頁参照）。しかし、同書においても、これ以上に具体的な解釈や適用場面、どこまでが許容されているのかについては言及がない。結局、この趣旨に照らして許されるのかどうかを各企業が自ら判断する必要がある。

書類作成サポートサービスについていえば、当社を含め、現状、多くの場合、作成することができる文書は、法令に様式が定められた定型的なものである。利用者が所定の箇所に必要事項を入力することができる入力欄をこうした様式に従って用意しておくこと自体は、特許庁のウェブサイトで公開されている書式集をオンラインのフォームに置き換えただけということも可能である。従来の知財業務管理システムにおいても、こうした機能を、標準又はオプションとして実現していたものがある。そして、こうした定型的な文書のフォーマットを用意しておくことが直ちにユーザー保護に欠けることはない。もしユーザー保護との関係で問題が生じるとすれば、技術革新が進み、AI 技術により、意見書、または申立書といった手続書類の実質的な理由、例えば適切に登録査定されるべきである

という意見の具体的な項目や内容まで指南することになると、その指南の内容が不適切なものであった場合、ユーザー保護に欠けるという議論につながりかねない。一方で、今日、AI が様々なところで活用されるようになっており、それが私たちの生活の向上に寄与していることは否定しがたく、非弁行為との関係でも、今から議論しておくべき課題であると考えている。また、工業所有権行政の円滑な運用という点についても、法令において定型的な様式として定められている文書を、その様式通りに入力していけば作成できるオンラインのツールを提供したとしても、仕上がる文書は定型的なものであるため、行政事務の円滑性が阻害されるということは考えにくい。

非弁行為については、「他人の求めに応じ報酬を得て」という要件がある。報酬を得ていなければ非弁行為とはならない。この要件は、リーガルテック企業にとって、セーフハーバーとして機能する。当社が現在行っている商標登録出願書類の作成サポートサービスにおいても、利用者からは料金を得ていない。一方で、事業として行うからには、何らかの形でマネタイズの方法を考える必要がある。ビジネスモデルをどう構築するか、各企業において工夫が求められるところである。当社については、ベータ版を提供するだいぶ前から弁護士に相談し、弁理士法や弁理士会の諸規則を検討し、ビジネスモデルを構築し、それを利用規約の形に落とし込んでいた。

非弁行為の最後に、刑事罰について触れる。弁理士法 75 条違反の非弁行為には、刑事罰が定められている（同法 79 条 3 号）。刑罰法規には罪刑法定主義が妥当する。これは、憲法上の要請でもある。罪刑法定主義とは、法律により事前に犯罪として定められた行為についてだけ犯罪の成立を肯定することができるという考え方・制度のことである。そして、不明確な罰則は、実質的に罪刑法定主義に違反し、許さない。なぜなら、内容が不明確であれば、何が犯罪であるか曖昧ではっきりせず、犯罪の内容が事前に法定されていないことと同じだからである（山口厚『刑法総論第 3 版』（有斐閣、2016 年）9 頁、17 頁）。技術の進歩に伴い生じているリーガルテックのサービスについて、非弁行為として禁止されるのかどうか、その点が曖昧であることは、罪刑法定主義の観点からも好ましくない。もちろん、非弁行為として刑事罰を受けることにならないかと事業者が委縮しては、有用なサービスが

世の中に出てくることも阻害しかねない。今後、関係者において、議論を深めていく必要があると考えている。

3. グレーゾーン解消制度（産業競争力強化法7条）の利用

(1) グレーゾーン解消制度とは

グレーゾーン解消制度は、産業競争力強化法7条に基づく制度であり、事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な場合でも安心して新事業活動を行うことができるよう、具体的な事業計画に対する規制法令の適用の有無を、あらかじめ規制法令を所管する官公庁に対して照会し、回答を得ることができる制度である。

当社では、上述のとおり、商標登録出願書類の作成サポートサービスを始めるに先立って弁護士に相談し、適法であるという判断のもとでサービスを開始したが、相談していた顧問弁護士以外の弁護士からは、弁理士法等に抵触するものではないかという指摘を受けることがあった。また、サービス自体の適法性についてグレーなところがあると、当社のサービスを使うことを躊躇するという利用者もいる。こうした議論を解消し、利用者にも安心してサービスを利用してもらうため、グレーゾーン解消制度を利用した。

(2) グレーゾーン解消制度の特徴・有用性

事業の適法性を事前に確認できることは、事業者にとっては、とても心強い。より具体的に、事業者目線で見ると、この制度の大きな特徴・有用性を挙げると、3つあると言える。

1つ目は、照会の対象が広いことである。従前から、法令適用の有無について確認する制度として、ノータクシオンレター（法令適用事前確認手続）があったが、その対象となる法令は限られたものであった。これに対し、グレーゾーン解消制度の対象は、「その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令」であり（産業競争力強化法7条）、非常に幅広い。リーガルテックもそうであるが、新たなビジネスを始める場合、関係する規制法規について、裁判例がないことはもちろん、解説書がないことや、あったとしても知りたいことが書かれていないこともしばしばある。その場合に、照会の対象となる規制法令を広範にカバーしているグレーゾーン解消制度は有用である。

2つ目は、事業者自身ではなく、事業を所管する省

庁が、規制を所管する省庁に問い合わせることである。事業者から規制を所管する省庁に直接照会することは、それをきっかけに規制されるのではないかという心理的な抵抗感もあってハードルが高いが、グレーゾーン解消制度では、事業者を支援する側の事業所管省庁が、事業者に代わり、規制所管省庁に対して照会を行う。

3つ目は、利用者やお客様に対する信頼感・安心感の向上につながることである。特にスタートアップ企業においては、取引実績や知名度の点で、顧客開拓や新規取引においてハンディキャップを負っているが、グレーゾーン解消制度を使って官庁の確認が得られていれば、お客様や取引先からの信頼感や安心感を高めることができる。更に、グレーゾーン解消制度では、事業者自身の行為だけでなく、サービス利用者の行為の適法性も関連して確認することができる。当社の事例ではないが、簡易血液検査サービスを行う中小企業が、血液の簡易検査とその結果に基づく健康関連情報の提供について照会した事案で、利用者が自己採血することも「医業」（医師法17条）に該当しないことが確認されたものがある（平成26年2月25日になされた回答。経産省ウェブサイト⁽²⁾）。

(3) グレーゾーン解消制度利用の流れ（当社の経験を踏まえて）

当社が、グレーゾーン解消制度を利用することを検討し、経産省の所管部署⁽³⁾に問い合わせやり取りを始めたのは2018年3月、その後、事前相談を経て正式に照会書を提出したのが同年9月10日、回答を得たのが同年10月9日であった。

事前相談では、新事業について説明を行うとともに、経産省の担当者から、手続の流れや実務的な留意点等などの説明を受ける。当社も初回に丁寧な説明を受けた。その後、事前相談を踏まえて照会書をドラフトする（照会書のフォーマットも経産省ウェブサイトに掲載されている⁽⁴⁾）。

事業者がドラフトした照会書は、そのまま正式なものとして提出するのではなく、経産省の所管部署や、事業所管省庁（当社の場合は事業所管省庁も経産省の部局だった。）の担当部署はもちろん、事業所管省庁を通じて、規制所管省庁（当社の場合は特許庁総務部秘書課弁理士室）の担当部署にも事実上事前に照会書が回る。この過程で、事業者は、規制所管省庁のコメ

ントも踏まえたフィードバックを事前に得ることができる。こうして照会書の内容を詰めた後、正式な照会書として提出し、回答を得るという流れになる。場合によっては、事前相談の段階で、照会を取りやめるという判断もあろう。

照会書作成の要点は、①新事業の内容に関する記述、②規制法令の条項の指摘、③新事業の内容がその規制法令に当たらないことの論理構成である。事業者の獲得目標が、規制法令に該当しないという回答であることは当たり前であるので、結論ありきとも言えるが、実際に照会書をドラフトする場面では、これらの3つが相互に関連しあい、新事業の内容としてどこに焦点を当て、どういう角度から説明すれば、また、どの程度の粒度で記載すれば、規制法令の条項に、その趣旨や文言に照らして該当しないと言えるのか頭を使う。また、事前相談の過程で、事業内容やサービススキームについて再考を迫られることもあるが、これなら確実にYesと言ってもらえそうだという事業スキームが、商品やサービスとしても魅力的であるか、ビジネスとして実際に成り立つかどうかは、別問題である。事業者の立場からは、将来の事業展開も考えて、照会書に記載する新事業の内容が適切かどうか、その内容を前提として、どうすれば規制所管省庁を説得するロジックを組み立てることができるか、粘り強く考え、折衝することが必要である。当社の場合、顧問弁護士に依頼し、経産省の担当窓口とやり取りをしてもらったが、照会書のドラフトを何バージョンも作成し、事前相談の途中では、当社が適法と考えるロジック部分の理由だけを切り出して特に詳細にして説明したペーパーを別途用意したこともあった。照会する対象によっては、事業者側で相当に法的な根拠を詰めて検討しておくことが必要であり、そのような場合、弁護士を起用せざるを得ないだろう。幸い、当社においては、結果的に、当社としても納得できる回答を得ることができた。

(4) グレーゾーン解消制度利用時の注意点

上述した特徴・有用性がある一方で、グレーゾーン解消制度を利用する際には、次の点に注意する必要がある。

1つ目は、照会の対象となるのは、新事業活動でなければならず、既に照会者が実施している事業については利用できないことである。もっとも、特許要件に

というような新規性は不要であり、自ら又は他の事業者が類似の事業を行っていたり、他の事業者が同一の事業を既に行っている、自らにとって新規であれば利用することが可能である。当社においては、照会時に既にベータ版としてサービス提供を始めていたため、既存のサービスを含んだより広範な事業モデルを新事業活動として照会した。

2つ目は、リードタイムである。照会から回答までは1か月とされている。しかし、事前相談段階を含めれば、実際の時間はもっとかかる。本制度の窓口となっている経産省の担当者は、数多くの案件を担当されており、当社が利用した際も非常に丁寧にご説明・ご対応いただいたが、規制を所管する官庁によっては、そもそもグレーゾーン解消制度を利用した照会を受けた経験が少ないこともある。ちなみに、弁理士法に関する照会は、当社の事案が初めてだったようである。

3つ目は、照会内容と回答結果が公表されることである。当社の場合、概要を公表してもらおうという形にしたが、事業者の同意の上で、照会者名の入った照会書そのものが公表されることもある。公表されることは、有用性のところで述べたように、利用者やお客様に対する信頼感・安心感の向上という点では有利に働くこともあり、そもそも積極的にプレスリリースを考えている事業者であれば問題ない。しかし、手間暇かけてグレーゾーン解消制度を利用し、OKという判断をもらったことをきっかけに、他の事業者が同じビジネスモデルで市場に参入してくることをきっかけともなりかねない。そのため、公表されることをどう自社内で位置づけ、どう活用していくのかという戦略的な判断が事業者には求められているといえる。

4. アフターコロナとリーガルテック

2030年には、行政手続は誰でも何らストレスなく即座に行えるようになると予測する。

2020年に大きな社会問題として発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの企業がテレワークを実施し、それに伴い、リーガルテックの重要性が増している。例えば、原則テレワークであるにもかかわらず、契約書に押印するためだけに出社するという事態も発生しているため、すべての手続をオンラインで完結させる仕組み作りが急務であるといえる。

行政においても、オンライン化・デジタル化に向けた大きな動きがある。2021年9月の発足を目指し、

行政のデジタル化を推進するデジタル庁の準備が行われている。また、河野太郎規制行革相は、民間から行政機関への申請などで押印が必要な約 15,000 の手続のうち、実印などが必要となる 83 の手続を除いて押印を廃止すると発表した。特許庁は、2020 年 10 月、800 種類ある手続を全てオンライン申請可能にすると発表している⁽⁵⁾。現在、約 800 種類ある手続のうち、約 300 種類は電子申請が可能だが、電子申請に対応していない残りの約 500 種類についても、全て電子申請を可能にする予定とのことである。行政手続のオンライン化の流れが加速している状況に鑑みると、リーガルテックの重要性は今後より高まると言え、我々弁理士を含む士業においても、また、企業においても、リーガルテックを上手に活用し、業務の効率化を図っていく必要がある。

5. おわりに

以上、リーガルテックと非弁行為、グレーゾーン解消制度の利用について説明した。

ウィズコロナ、アフターコロナにより、あらゆる産業でのデジタル化への移行は早まることが確実である。規制により保護されている士業においても一層の生産性向上は必須であり、リーガルテックはその一助となる。一方で、デジタル化とともに規制緩和が同時に進むと、リーガルテックが既存の士業領域を侵食し始め、いわゆる破壊的イノベーションという変革が生

じる可能性もある。破壊的イノベーションは往々にして後から認知される。なぜなら、そのイノベーションの起点となる革新的サービスは、従来の価値基準に照らし合わせると粗悪品であり、既存業界内では無視されるからである。しかし、革新的サービスは新しい価値基準では従来型サービスより優れており、じわじわと世の中に普及し、臨界点を越えたところで破壊的イノベーションであると認知される。モノからコトへと大きく価値観の変化（パラダイムシフト）するとともに、DX が一層加速する時代では、弁理士を含む士業は、革新的なサービスを生み出す企業の経営強化を支援しつつ、自らの業界の変革にも対応できる心構えと実行力が必要となる。

(参考文献)

- (1)cotobox 株式会社 <https://cotobox.com/>
- (2)経済産業省、「グレーゾーン解消制度の活用実績」https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/result/gray_zone.html
- (3)現在は経済産業政策局 産業創造課 新規事業創造推進室
- (4)経済産業省、「新事業特例制度及びグレーゾーン解消制度の書類様式」https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/detail.htm
- (5)日本経済新聞「特許庁の行政手続き、全てデジタル申請可能に」<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO64574140S0A001C2EA4000>

(原稿受領 2020.12.10)